

社会福祉法人清香園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人清香園（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第 3 条 理事が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、1 回につき 3,000 円を支払う。なお、評議員を兼ねる理事が理事会に出席し、かつ、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

ただし、法人から勤務報酬等を得ている理事及び評議員には、これらを支払わないものとする。

(理事及び評議員の報酬)

第 4 条 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、1 回につき 3,000 円を支払う。

2 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、1 回につき 3,000 円を支払う。

3 第 1 項及び第 2 項にかかわらず法人から勤務報酬等を得ている理事及び評議員には、これらを支払わないものとする。

(理事長報酬)

第 5 条 理事長報酬は、1 日当たり 15,000 円とする。

2 前月 16 日から当月 15 日までの分を、毎月 25 日までに支払うものとする。

3 勤務状況を明確にするために、毎月 20 日までに、業務の内容、時間がわかる書類を提出することとする。

(監事の報酬)

第 6 条 監事が理事会に出席したとき、1 回につき 3,000 円を支払う。ただし、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。

2 監事が評議員会に出席したとき、1 回につき 3,000 円を支払う。ただし、同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬を支払わないものとする。

3 監事が、理事会又は評議員会以外のひにおいて、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務があった場合は、1回につき3,000円を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規程を準用する。

(慶弔等)

第8条 役員及び評議員の慶弔に係る事項については、法人の慶弔規程を準用する。

(適用除外)

第9条 事業の職員を兼務する理事及び評議員には、この規程は適用しない。

(改正)

第10条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成25年11月 1日から施行する。